関東学院大学文学部現代社会学科の廃止及び文学部廃止に係る学則変更届出書

関法発第2021-281号 2022年3月31日

文部科学大臣 殿

学校法人 関 東 学 院 理事長 規 矩 大 義

このたび、関東学院大学文学部現代社会学科及び文学部部の廃止について、 学校教育法第4条第2項の規定により、別紙書類を添えて届け出ます。 なお、学則については、全文をホームページ上で公表しており、添付を 省略します。

記

・関東学院大学文学部現代社会学科及び文学部の廃止に係る学則変更

関東学院大学文学部現代社会学科の廃止に伴う文学部の廃止の事由 及び時期並びに学生の処置方法を記載した書類

1. 廃止する大学等の概要

(1) 廃止する学部名、学科名、入学定員及び収容定員

関東学院大学文学部 入学定員 3年次 収容定員

編入学定員

現代社会学科 180 人 2 人 724 人

(2) 当該学部の所在地神奈川県横浜市金沢区釜利谷南三丁目 22 番 1 号

(3) 学生募集の停止の時期平成27年4月1日

2. 廃止の事由

平成27年に文学部現代社会学科を改組し、「人になれ、奉仕せよ」の校訓のもと、社会学と社会福祉学の分野の教育研究活動の発展及び普及を通して社会に寄与することを研究教育上の目的とし、社会学部現代社会学科を設置した。また同年に、文学部英語英米文学科、比較文化学科は、国際文化学部英語文化学科、比較文化学科に、名称変更を行っている。

これに伴い、文学部現代社会学科は、平成27年4月から学生募集を停止し、在学生が卒業するのを待って廃止することとしていたが、令和4年3月に文学部の在学生がいなくなることが確定したため、当初の計画どおり、文学部を廃止することとした。

3. 学生の処遇

令和3年9月21日現在、文学部現代社会学科に1名の学生が在籍していたが、本学における学籍異動処理に則り、当該学生の令和4年3月24日付卒業を承認した。

4. 教職員の処置

上記のとおり、改組のため、所属教職員については、新設した社会学部に移管した。

5. 施設設備の処置

上記のとおり、改組のため、施設・設備については、新設した社会学部に移管した。

6. 学籍関係書類の保存方法

成績関係書類については、関東学院大学教務課において管理し、学籍関係書類については、関東学院大学学生生活課において管理する。

7. 廃止の時期

令和4年3月31日